

《私立高等学校等の授業料無償化制度について》

■ 年間授業料60万円の場合

所得区分	年収目安	所得判定基準額 市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除額	世帯子供数	就学支援金	授業料 支援補助金	学校負担金	支援金合計	保護者負担額
Aランク	590万円未満	154,500円未満	-	396,000	204,000	0	600,000	0
Bランク	800万円未満	251,100円未満	1人	118,800	281,200	0	400,000	200,000
			2人		381,200	0	500,000	100,000
			3人以上		481,200	0	600,000	0
Cランク	910万円未満	304,200円未満	1人	118,800	0	0	118,800	481,200
			2人		181,200	0	300,000	300,000
			3人以上		381,200	0	500,000	100,000
Dランク	910万円以上	304,200円以上	-	0	0	0	0	600,000

*就学支援金は国制度となりますので、全国一律で支援を受けることができます。

*授業料支援補助金は府制度となりますので、大阪府内に在住の方のみ対象となります。(大阪府以外に在住の場合は、各都道府県へお問い合わせ下さい。)

*所得区分がAランクの方は、年間授業料が60万円を超える部分を学校が負担しますので、保護者が負担する授業料は実質無償化となります。

*令和2年7月より住宅借入金等特別控除、寄附金控除(ふるさと納税)による税額控除は対象外となり、計算方法が変わりました。

[課税標準額の確認のしかた]

市町村民税の調整控除の額が、書かれてある場合と、書かれていない場合があります。

書かれている場合は、「所得控除」の欄の下側に(摘要)という欄があり、調整控除額 市税○○円、府税○○円と言う風に書かれます。

所得判定の計算のもと→課税標準はここに記載されている等

令和元年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)								
所 得	給与収入	主たる給与	當農 業	不動 産	利子 子	配給 当与	譲渡 一時	総所得③ A-B
	給与所得							山林所得
	その他の所得計							分離短期譲渡
								分離長期譲渡
所得金額の総合計額 → 総所得金額① A								
所 得 控 除	雜 損							株式等の譲渡
	医療費							上場株式等の配当等
	社会保険料							先物取引
	小規模企業共済							
	生命保険料							
	地震保険料							
所得控除合計② B								
(摘要) 所得控除の総合計額 ↑								
控除対象配偶者の有無、扶養親族の人数内訳、 本人該当区分の該当欄に*または人数を表示								